

平成 22 年 9 月 14 日

「小規模金融構造改革特区」構想に反対する声明

近畿司法書士会連合会
理事長 中 川 馨

今般、大阪府は「改正貸金業法」の完全施行で導入された、総量規制及び金利規制を一部緩和する施策として、大阪府に本店を置く貸金業者を対象に、少額貸付や短期貸付について、上限金利規制及び総量規制を一部緩和する内容の「小規模金融構造改革特区」構想を政府に提案した。

近畿司法書士会連合会は、大阪府の提案する本特区構想については、改正貸金業法の趣旨を没却させ、多重債務問題を改善すべき行政の職責を放棄するものとして、絶対に是認することはできず、大阪府に対し、反対の意思を明確にし、本特区構想の即時の撤回を求めるものである。

大阪府は、本特区構想の提案理由について、改正貸金業法の完全施行に伴い小規模事業者が短期資金の借入が困難になる、あるいは資金需要者が返済能力があるのに借入れできなくなる恐れが出てきている。「少額・短期の特例貸付」として緩和策を設ける必要があり、アクセス自由な小規模金融市場を創設する等と主張する。

具体的には、大阪府を「金利解放エリア」とし、大阪府の認証制度の元に「認証貸金業制度」を創設することにより、大阪府に本店を置く貸金業者であれば、1年以内の短期及び20万円以下の少額貸付について、上限利率を29.2%と緩和し、年収の3分の1を超える貸付を原則禁止した総量規制についても、返済能力があると認められる場合や専業主婦等の小額貸付として上限50万円の貸付等について大幅な適用除外を認め、さらに、貸金業者の負担等により大阪府独自の相談支援制度を創設する等というものである。

しかしながら、これら小規模金融構造改革特区構想を導入することは、貸金業法改正前の状況に逆戻りさせ、法改正の検討のなかで排斥された議論を蒸し返し、高金利の引下げと総量規制により多重債務者の発生を抑制するとの貸金業法改正の趣旨を完全に没却するものに他ならない。さらに、貸金業者の負担等による相談支援体制の取組みにおいても多重債務問題改善に資するとは到底考えられず、大阪府の提案は行政の職責を放棄したものと言わざるをえない。

大阪府及び地方自治体に求められているのは、国の多重債務問題改善プログラムに基づく相談窓口の充実や多重債務者の相談窓口への誘導であり、行政の責任としての低金利貸付制度を含む各種セーフティネットの拡充や警察等との連携によるヤミ金融の撲滅に向けた取組である。

なお、本構想による貸付制度の借主は、大阪府民に限られていないことから、近畿各府県は勿論のこと全国に高金利・過剰融資が蔓延し、新たな全国規模の多重債務被害が発生する危険性を有する。さらに出資法が定める刑罰規制が地域によって異なることは公平性を害することになる。

以上の理由から、当連合会は、今般の小規模金融構造改革特区構想を絶対に是認できず、大阪府に対し反対の意思を明確にし、本構想の即時の撤回を強く求めるものである。